

## 個人番号(マイナンバー)申告書及び 身元確認書類の提出について

申込児童氏名(生年月日)	(H・R . . )
第1希望の保育施設名	

保育施設利用申込みの際は、個人番号(マイナンバー)を申告していただく必要があります。  
下記を参考に必要書類の提出をお願いします。

- 申請者本人による申請・・・**①1 + ②**
- 代理人による申請(申請者の身元確認書類あり)・・・**①1 + ②**
- 代理人による申請(申請者の身元確認書類なし)・・・**①2 + ② + ③**

<b>③</b>	
委任状(申請者の身元確認書類がない場合必要)	
	年 月 日
代理人	住所
	氏名
	生年月日 年 月 日
上記のものを代理人と定め、保育施設等利用に係る個人番号(マイナンバー)申告の権限を委任します。	
申請者	住所
	氏名
	生年月日 年 月 日
	連絡先
※申請者欄については、本人が手書きしない場合は記名押印してください。	
※代理人の方は「身元確認書類」の写しを添付してください。	

◆1月1日時点で住民登録がある自治体名を申告してください。

・申請者	令和4年	<input type="checkbox"/> さいたま市に在住	<input type="checkbox"/> さいたま市以外に在住( )
	令和5年	<input type="checkbox"/> さいたま市に在住	<input type="checkbox"/> さいたま市以外に在住( )
・配偶者	令和4年	<input type="checkbox"/> さいたま市に在住	<input type="checkbox"/> さいたま市以外に在住( )
	令和5年	<input type="checkbox"/> さいたま市に在住	<input type="checkbox"/> さいたま市以外に在住( )

※市記載 摘要	①個人番号確認書類不足の理由(書類不備の場合、いずれか1つを☑) <input type="checkbox"/> 番号事務だと知らなかった <input type="checkbox"/> 個人番号確認書類紛失 <input type="checkbox"/> 通知カード未達 <input type="checkbox"/> 記載拒否 <input type="checkbox"/> 個人番号確認書類未持参 <input type="checkbox"/> 個人番号不存在 <input type="checkbox"/> その他( )
	②理由を確認後、市で個人番号を確認することをお伝えする。 <input type="checkbox"/> 市で個人番号を確認することを説明しました。

<b>①</b>
申請者 または 代理人の【身元確認書類】
※提出する書類について下記の□欄にチェックを記入してください。
1 申請者の身元確認書類がある場合・・・ 下記(ア)・(イ)のいずれかの書類を提出してください。
2 申請者の身元確認書類がない場合・・・ 委任状③ + 代理人について下記(ア)・(イ)のいずれかの書類を提出してください。
(ア)身元確認書類(顔写真あり/1点で可) <input type="checkbox"/> 運転免許証のコピー <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)のコピー <input type="checkbox"/> 障害者手帳(顔写真あり)のコピー <input type="checkbox"/> 顔写真付き個人番号カードのコピー    など
(イ)身元確認書類(顔写真なし/2点提出が必要) <input type="checkbox"/> 保険証のコピー (被保険者等記号・番号等をマスキングした状態でご提出ください。) <input type="checkbox"/> 母子手帳のコピー <input type="checkbox"/> 障害者手帳(顔写真なし)のコピー    など

<b>②</b>	<b>+</b>
申請者・申込児童・同居者の【個人番号(マイナンバー)確認書類】	
※(対象者全員)次のいずれかの書類を提出してください。	
<input type="checkbox"/> 顔写真付き個人番号カードのコピー <input type="checkbox"/> 通知カードのコピー(氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り) <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票	
※以下に該当する場合は、別居のきょうだいの個人番号(マイナンバー)についても申告の必要がありますので、裏面の同居者欄への記入および個人番号確認書類の添付をお願いいたします。 ・年収360万円未満相当の多子世帯において、別居のきょうだいをカウントの対象として多子軽減の適用を受ける場合 ・家庭における第3子以降の0～2歳児に係る負担額軽減事業について、別居のきょうだいをカウントの対象として適用を受ける場合	

提出方法について
【区役所支援課で提出】 保育施設利用申込書にはさんでご提出ください。のり付け等は不要です。 【第一希望の保育施設で提出】 個人番号確認書類等を裏面の所定の欄に添付のうえ、個人情報保護のため、点線でたにおりし、のりしろを合わせるよう、のり付け等により貼り合わせてからご提出ください。

